

長岡造形大学校友会 学生活動助成金 平成 30 年度募集要項

〔はじめに〕

長岡造形大学校友会(以下、「校友会」)は、活力ある後輩を育成するため、学生生活における学生個人や団体等の今後の有望な活動に対して、奨励・支援を目的として学生活動助成金(以下、「助成金」)を給付します。意欲のある方はふるって応募してください。

活動例) 展示、発表、コンペへの参加、ボランティア活動、地域交流等

【募集概要】

		H30 年度 【1 期募集】	H30 年度 【2 期募集】	H30 年度 【3 期募集】	H31 年度 【1 期募集】
出願締切		H30 年 5 月 25 日(金)	H30 年 9 月 27 日(木)	H30 年 1 月 24 日(木)	H31 年 5 月 23 日(木)
審査	面接日	H30 年 6 月上旬	H30 年 10 月上旬	H31 年 2 月上旬	H31 年 6 月上旬
	結果通知	H30 年 6 月中旬	H30 年 10 月中旬	H31 年 2 月中旬	H31 年 6 月中旬
助成金の給付		H30 年 6 月下旬	H30 年 10 月下旬	H31 年 2 月下旬	H31 年 6 月下旬
実施報告書の提出 および展示		事業終了後、または助成金交付後、 <u>1 ヶ月以内</u>			

【資料請求、出願書類提出先】

〒940-2088 長岡市千秋 4 丁目 197 長岡造形大学学務課 Tel0258-21-3381 (直通)

1. 出願資格

○個人：長岡造形大学の学部・大学院に在籍する校友会会員とします。

○団体：長岡造形大学の学部・大学院に在籍する校友会会員を中心とする団体をいい、学生団体として認可されているかどうかは問いません。2 人以上で積極的に活動しようというものであれば団体として取扱います。

2. 出願および採用について

出願についての制限は設けませんが、同一の個人または同一の団体での採用は年度内に 1 回のみとします。また、同一企画の再応募は年度内外に関わらず認めません。

なお、出願の対象となる企画・活動等は、採用年度内に実施するものに限りします。

3. 助成金の額

助成金の額は、企画の内容によって決定します。ただし、個人又は団体の一人当たりの上限額を 5 万円とし、一団体当たりの上限額を 30 万円とします。また、応募内容によっては給付総額が助成金総額に達しない場合もあります。

4. 出願書類、提出部数

次の(1)～(5)を、4 部（正本 1 部、副本 3 部・コピー可、それぞれをホチキス等でとめる）提出してください。いずれも、A4 判たてを原則とし、同サイズならば折り・綴じも可能です。

(1) 長岡造形大学校友会学生活動助成金出願・活動計画書（別紙様式 1）

(2) 予算計画書（別紙様式 2）

予想される経費を詳細に記入してください。また、各経費を明らかにする見積書を必ず添付してください。

(3) 企画書（様式自由・A4）

活動内容について、その詳細を 2,000 字程度にまとめてください。

(4) 実績・功績を証明するもの（様式自由・A4）

過去の実績（コンペ、スポーツ大会の入賞歴）を確認できるものがあれば提出してください。

(5) その他参考になるもの（様式自由・A4）

過去にほぼ同様の内容で助成金の申請をした場合、過去の来場者状況、就職への影響力、高校生の来場状況、長岡造形大学のアピール状況等を記入してください。

5. 出願期間

各出願締切の 17:00 までとします。郵送の場合は、締切日消印有効です。締切が過ぎたものは一切受け付けません。

6. 選考方法、結果通知

(1) 第 1 次選考（書類審査）

○第 1 次選考は、提出された書類に基づき選考を行い、結果をお知らせします。

(2) 第 2 次選考（面接）

○第 2 次選考は、第 1 次選考を通った個人および団体に対して面接を行います。時間等については、別途お知らせします。

○第 2 次選考（面接）に出席できない者の応募は、原則として認められません。

○面接に係る費用（旅費、プレゼンテーション）は、個人負担とします。

7. 採用者の義務

(1) 実施報告書の提出

採用された個人および団体は、以下の書類を事業終了後、または助成金交付後1ヶ月以内に提出してください。

○助成を受けて活動した内容の成果およびその発表状況等をまとめた実施報告書

○会計報告書および領収書（原紙、コピー不可）

○写真およびその他の資料

(2) 展示・発表

採用者は、活動の成果を学内ギャラリーでパネル展示していただきます。展示パネルを用意していただくとともに、当日の展示および片付けをお願いします。また、校友会の依頼に応じて、校友大会で活動成果を発表していただくことがあります。

ただし、学外展およびそれに準ずる企画についての展示・発表は不要です。

※展示時に採用者が卒業・修了している場合であっても、パネル等を事前にお預かりし、こちらで展示をすることは一切いたしません。当日、必要な人員を派遣してください。

8. 判定の基準

(1) 判断基準

企画内容が、学生活動として独自性があり、校友会会員の活動としてふさわしいものであるかどうかを中心に検討します。

(2) 採用できない例

○企画のテーマが、授業に関わる内容や、卒業・修了研究の内容そのものである場合

○大学学生団体の物品購入が主目的である場合

○個人的な経費、個人の所有物となりうる場合

○営業利益が見込める企画である場合

(3) その他

○助成金の給付が無い場合でも実現できる自己資金力・企画力が必要です。自己資金がまったく無い場合は採用しません。

○過去にほぼ同様の内容で助成金の給付を受けた場合、過去の成果を評価します。

○予算計画は詳細に記入してください。曖昧なものは認めません。

9. その他

○出願および実施報告書の際に提出された書類等は、校友会資料として保存し返却しません。

○助成金の交付後、校友会役員会が返還の必要性を認めたときは助成金を返還していただきます。

- ・まったく活動をしなかったと校友会役員会が認めたとき
- ・実施報告書が期限までに提出されなかったとき
- ・校友会以外からの支援金を受けたことにより、自己負担金が極端に減ったとき
- ・その他

○助成金を給付された個人・団体は、当該事業の広報活動において、校友会から「奨励・支援」があった旨の記載をお願いします。